

## 同志社共済組合貸付金規程

施行 1951年7月1日

改正 2008年5月15日

### (目的)

第1条 同志社共済組合規程第8条による貸付金は、本規程により貸し付けるものとし、その種類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、借入希望者の債務等を勘案し、返済の確実性がないと組合長が認めた場合は貸付けを行わない。

(1) 一般貸付

(2) 医療貸付

(3) 特別貸付

2 一般貸付金は、第2条各号に掲げる理由により、その費用を必要とするときに貸付けを行う。

3 医療貸付金は、第2条第2号に掲げる1週間以上の入院の理由により、その費用を必要とするときに貸付けを行う。

4 特別貸付金は、罹災等の理由により、その費用を必要とするときは、運営委員3分の2以上の同意により、必要と認めた場合に貸付けを行う。

### (貸付理由)

第2条 組合員が次の各号の一に該当し、その費用を必要とするときは、貸付けを行う。

(1) 天災その他不慮の災害を被った場合

(2) 本人又はその収入により生計を維持する者の負傷、疾病、1週間以上の入院、婚礼、出産及び葬儀の場合

(3) 住宅の購入、増改築、賃借及び修繕に要する場合

(4) その他各号に準じやむを得ないと認めた場合

### (貸付額)

第3条 貸付額は、第1条各号に掲げるものそれぞれに10万円以上5万円単位で150万円までとし、貸付限度は、各々本俸の6倍の直近上位までとする。ただし、貸付金取扱要領に規定する貸付金の申請限度額を上限とする。

2 貸付額は、組合長、副組合長において審査の上、決定する。

### (利息)

第4条 貸付金には、返済開始月から一般貸付については年2.0パーセント、医療貸付及び特別貸付については年1.0パーセントの利息を付する。

### (返済方法)

第5条 貸付金の返済は、貸付月の3カ月後から元金均等償還による次のいずれかの方法の選択制とし、本人の受ける給与から控除する。

(1) 月賦償還は20回とし、償還額は貸付額の20分の1とする。

ただし、20回の償還は、100万円までの貸付けの場合に限る。

(2) 月賦と半年賦併用償還は、30回と60回とする。

30回の償還額は半年賦償還額を貸付額の40分の2、月賦償還額を40分の1とする。

60回の償還額は半年賦償還額を貸付額の80分の2、月賦償還額を80分の1とする。

ただし、60回の償還は55万円以上の貸付けの場合に限る。

2 組合員の資格を失った者は、前項にかかわらず退職時に残金を返済しなければならない。

(貸付申請)

第6条 借入れを希望するものは、所定の申込書に必要事項を記入し、組合に提出するものとする。

(貸付手続)

第7条 この規程による貸付けを受けるときは、借用証書を提出しなければならない。

附 則

この規程は、2008年6月1日から施行する。